

## 1 宅地建物取引士証の書換（氏名を変更した場合等）

R2.7 現在

提出先（次のいずれか） （公社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL:055-243-4300 （公社）全日本不動産協会山梨県本部 甲府市徳行3丁目13番25 TEL:055-223-2103	
提出書類	
① 宅地建物取引士証書換え交付申請書	1部（様式第七号の四）
② 顔写真	1枚（縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度） 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景※ポラロイド写真や劣化の可能性のあるものは不可
③ 変更登録完了通知（ハガキ）	事前に県建築住宅課へ「宅地建物取引士資格登録簿変更届」を提出することが必要です。 変更届が受理されると「変更登録完了通知(ハガキ)」が郵送されます。
④ 現在所有する取引士（旧主任者）証	新しい取引士証受領の際、提出してください。

## 2 宅地建物取引士証の再交付（紛失・汚損・切替交付の場合等）

提出先（次のいずれか） （公社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL:055-243-4300 （公社）全日本不動産協会山梨県本部 甲府市徳行3丁目13番25 TEL:055-223-2103	
提出書類	
① 宅地建物取引士証再交付申請書	1部（様式第七号の五）
② 顔写真	1枚（縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度） 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景※ポラロイド写真や劣化の可能性のあるものは不可
③ 山梨県収入証紙	4,500円 (提出先の団体に申請時に購入可能です。)
④ 警察への遺失物届出証明書等及び顛末書	1部 紛失の場合
⑤ 現在所有する取引士（旧主任者）証	汚損・破損・切替交付の場合 新しい取引士証受領の際、提出してください。

### 問い合わせ先

（公社）山梨県宅地建物取引業協会 TEL 055-243-4300  
（公社）全日本不動産協会山梨県本部 TEL 055-223-2103  
山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730